

# 記入例

## 指定給水装置工事事業者業務内容等確認書（案）

届出の日付を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長浜水道企業団 企業長 様

住民票・登記簿謄本等の  
記載どおりに記入のこと

氏名又は名称

長浜水道企業 株式会社

郵便番号、住所

526-0047  
滋賀県長浜市下坂浜町 248-22

代表者氏名

代表取締役 長浜太郎

電話番号

0749-62-4101

どちらかに、○（項目①から④の全て）

①日本水道協会 滋賀県支部が実施した指定給水装置工事事業者研修の受講実績  
（過去5年以内）  
どちらかに、チェック  
（公表：可・不可）

受講年月日		（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）	
<input type="checkbox"/>	受講	年	月 日
<input type="checkbox"/>	未受講（理由：	不受講の場合は、理由を記入してください。 （※非公表）	

②指定給水装置工事事業者の業務内容

（公表：可・不可）

事業所名称	長浜水道企業 株式会社			どちらかに、○ 緊急連絡先はホームページに掲載 することがあります。	
事業所所在地	滋賀県長浜市下坂浜町 248-22				
電話番号	0749-62-4101	指定番号	9999		
営業日	月～土曜		営業時間	9:00～18:00	
夜間等緊急対応	可・不可		緊急連絡先	090-〇〇〇-4101(長浜太郎)	
業務内容（該当するものに○を記入してください。）					
新設・改造		修繕			
配水管から分岐～ 水道メーター	水道メーターから 宅内給水装置	屋内給水装置 の修繕	埋設部の 給水装置の修繕	給水設備（受水槽・ ポンプ・その他付 属設備）の修繕	漏水調査
該当（対応）しない場合は、空白とすること。					
	○	○	○		○

- ・公表可とした場合は、ホームページ等に掲載する場合があります。
- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

e-ラーニングで実施した場合は、受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講履歴（過去5年以内）（公表：可・不可）

受講者名（公表対象外）	研修会・実施団体	受講年月日
長浜 太郎	給水工事技術振興財団 e-ラーニング	令和元年7月20日
長浜 花子	自社内研修 ●●に関する研修	令和元年8月5日

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事事業者業務内容確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（公表：可・不可）

技能を有する者の氏名 （公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格を有しているか（○×を記入）		工事年度
		保有している資格等		
長浜 太郎	○	○	配管技能者講習会	H30
長浜 花子	○	×		H30
長浜 次郎	○	○	配管技能検定会	H30

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

配水管からの分岐を施工しない場合は、チェックをしてください。

- ・以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください
  - ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
  - ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
  - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
  - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

- ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事事業者業務内容確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

